

令和5年度

第3回豊頃町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月31日（木）午後1時30分～午後2時30分
- 2 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
- 3 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	山 崎 仁 志	出	8	加 島 富 浩	出
2	日 下 貴 弘	出	9	森 川 聡	出
3	川 口 亜矢子	出	10	田 頭 綾 子	出
4	熊 野 信 夫	出	11	山 田 雅 江	出
5	相 澤 博 美	出	12	間 所 明 暁	出
6	河 崎 正 己	出	13	相 澤 和 幸	出
7	永 原 和 也	出	14	井 下 睦 男	出

- 4 議事日程 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（贈与）
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 5 臨 席 者
- 6 事 務 局 林谷一徳事務局長 笠間一秀事務局次長
- 7 署名委員 議席5番 相澤 博美 議席6番 河崎 正己

局 長	皆さんお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。 それでは、只今から第3回農業委員会総会を開催致します。 始めに、農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。 (豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)
局 長	ありがとうございました。ご着席下さい。 それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。
井下会長	(挨拶趣旨) 委員の皆様には、お忙しい中、本日の総会にご出席頂きまして大変ありがとうございます。8月は酷暑と申しますか、本当に蒸し暑くて、気温の高い8月だったと思います。酪農関係におかれましては、牛の暑さによるダメージで乳量の低下ですとか、作物の方も芋の方に若干腐敗が入っているとか、高温障害の影響が出ているようです。8月24日の作況調査ですが、十勝的にも、豊頃町内全般的にも、生育の方は全ての作物におきまして、1週間から10日程度早まっているのが現状です。牧草の方も、今日でやっとコントラの2番が終わりまして、追っかけデントコーンの収穫作業も始まる予定となっております。畑の方もでん源芋の方も始まりますし、カルビーの加工芋も、収穫が始まっているように思います。今後天候に恵まれて、順調に収穫できればと思っております。南の方で台風が次から次へと発生しており心配な面がありますけれども、天候だけはどうしようもならないので、天気が続いていただいて、順調に収穫作業が出来ればと思っております。 本日の総会ですけれども、案件は少ないですが、さっそく進めさせていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。
局 長	ありがとうございました。 それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。よろしくお願いいたします。
議 長	はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。議席番号5番、相澤博美 委員、6番 河崎正己 委員にお願いしたいと思います。 それでは、事務局から経過報告等をお願いします。
局 長	(経過報告書により報告をする。)
議 長	はい。只今の経過報告等ございましたが、何かご質問等ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、早速議事に入らせていただきます。 議案書1ページになります。議案第1号「農地法第18条第6項の規定に

	よる通知について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。
次 長	議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」ご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので、ご審議を求めるものでございます。 それでは、「番号 1 番」について説明いたします。設定を受けていた方は、 、設定をしていた方は、 で、土地につきましては、記載のとおりです。農地法による貸借権の設定がされておりましたが、 さんが農地の贈与を行うため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 5 年 8 月 1 日です。引渡しを行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断します。 以上で「議案第 1 号」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、議案書 2 ページになります。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします 事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。
次 長	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。下記の件につきまして、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転 贈与による権利の許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。 それでは「番号 1 番」についてご説明いたします。譲渡人は、 で、譲受人は、 。土地につきましては、 筆 で、地目は公簿、現況共には畑、面積は合計 m^2です。経営内容以降については、ここに記載のとおりとなっております。 申請位置図については、3 ページから 6 ページをご覧ください。また、求積図を 7 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 以上で「番号 1 番」の説明を終わります。 はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、

	8 月 22 日に現地調査を実施しております。地元委員であります熊野委員からご説明願います。
委 員	4 番です。只今、事務局から説明があったとおり、牛舎の新築ということで、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。
議 長	只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。本日の議案は以上となります。事務局から連絡事項等があります。
次 長	(要旨) ・タブレット端末機の配布及び使用に係る説明
議 長	何か皆さんの方から意見、ご質問等ありませんか。
委 員	ありません。
局 長	それでは、本日の総会を終了させていただきます。閉会にあたり井下会長 からお挨拶をいただきます。
会 長	(閉会の挨拶) 本日の総会ですが、案件は少なかったですが、無事終了することができました。本日タブレットが配布され、次回からは資料等もメールで送付することですので、少しずつ慣れていただいて、有効に使えればと思っております。コロナ等も十勝的にも、本町的にも増えているように思います。健康には十分注意されまして、農作業事故の無いように、収穫作業を進めていただければと思います。 本日はたいへんご苦労様でした。ありがとうございました。 閉 会